

チェックシート

江長地区地区計画

該当する にチェックを入れてください。

設 問	対応していただく内容
江長第一または江長第二 土地区画整理区域内である	都市計画法第53条による許可を受けていただく必要があります。
	許可申請済
敷地内に区画道路の計画がある	建物が区画道路にかからないように配置計画をしてください。 区画道路にかからない
敷地内に都市計画道路がある	建物が都市計画道路にかかる場合、都市計画法第53条による許可を受けていただく必要があります。 許可申請済
上記の全ての設問に該当しない	

都市計画法第53条による許可を受けるための基準

・当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第2条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、CB(コンクリートブロック)造その他これらに類する構造であること。